

記載要領等	農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書
-------	-------------------------------

《使用目的》

この明細書は、次の①又は②に掲げる場合に、特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の取得に係る相続税の申告書の提出期限後となる時（当該特定貸付けにつき特定貸付けに関する届出書を相続税の申告書に添付して提出する場合を除きます。）に使用します。

なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

①	農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合
②	贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行い、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相続税の納税猶予の適用を受ける場合

《記載要領》

- 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
- 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記入してください。
- 「地目」欄は、登記簿上の地目を記入してください。
- 「面積」欄は、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の面積を記入してください。
- この明細書に記入した農地又は採草放牧地に係る「特定貸付けに関する届出書」は、特定貸付けを行った日から2月以内に所轄の税務署長へ提出してください。
なお、届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出してください。
- この明細書に記入した農地又は採草放牧地については、相続税の申告書第12表にも記入してください。